

各 位

一般財団法人札幌市交通事業振興公社  
理事長 藤井 透

### 北海道運輸局からの改善指示に基づく改善措置について

令和3年10月11日に当社の路面電車が発生させた道路障害事故に対し、令和3年12月24日付けで北海道運輸局から保安監査結果に基づいた改善指示を受け、再発防止に必要な改善策について、本日同局に報告書を提出しましたので、その内容をお知らせいたします。

この度の重大事故で被害を負わせてしまった方に対しましては、心よりお詫び申し上げます。

今後は、同報告書に記載した改善策の徹底に全社をあげて着実に取り組み、二度と同様の事故を発生させないよう輸送の安全の確保に努めてまいります。

### 記

#### 1 北海道運輸局からの改善指示

令和3年10月11日に路面電車運転手が赤信号を見落として、横断歩道を通行中の公衆に重傷を負わせるという道路障害事故を発生させた。

事故を引き起こした運転手について、道路交通法第7条に基づき、走行時には交通信号機の表示する信号に従うよう指導されていたにもかかわらず、前方の停止を表示する信号を見落とした事実を確認した。

また、前方注視するよう指導されていたにもかかわらず、走行中に時刻等を確認し前方注視を怠った事実並びに事故発生時には、非常停車する必要があるにもかかわらず、指導されていた非常停車の際の警笛吹鳴及び非常ブレーキの操作が行われていない事実を確認した。

さらに、当該運転手の証言等から、このような不適切な運転取り扱いは、心身の状態による注意力等の低下の可能性も想定された。

よって、貴社における、これまでの運転手の心身の状態の管理方法並びに運転手に対する教育及び訓練の実施方法について十分に検証した上で必要な見直しを行うなど、運転手が車両を安全に運転することができるための措置を講ずること。

#### 2 改善指示に基づく改善措置について

同改善指示に基づく検証を行い、下記のとおり必要な措置について報告いたしました。

- |   |
|---|
| (1) 運転手が交通信号を見落としたことや非常停車の際の警笛吹鳴及び非常ブレーキの操作が行われていないことについて |
|---|

〔改善措置〕

運転手に対する信号遵守、前方注視及び非常制動操作の教育は行っておりますが、運

転取り扱いを定める規程類において、前方注視や非常制動措置の規定が不明瞭であったことを問題点として捉え、走行中の前方注視義務を明確に規定するとともに、非常制動操作の方法についても警笛の使用を含め簡潔明瞭に規定する改正を行いました。本改正時に文書伝達による周知を行うとともに、改正主旨の説明を含め、より周知の徹底を図るため、全運転手に対する臨時研修を実施します。

また、当該運転手と同様に経験の浅い運転手に対しては、前方注視の重要性や非常制動措置等の理解を深める特別教育訓練を実施しました。

その他、日常的に指導監督者が実施している添乗指導の評価（確認）項目に前方注視に関する事項を追加するとともに、事故防止のための制動操作に関する事項を見直したうえで、実施方法等の詳細を新たに決めました。

## (2) 運転手の心身の状態の管理方法について

### 〔改善措置〕

当該運転手の証言等から不適切な運転取り扱いは、心身の状態による注意力等の低下、いわゆる「覚低走行」、「漫然運転」の可能性も想定されるため、全運転手に対する個別研修において、覚低走行や前方不注意の危険性のほか、前方や周囲の状況を常に把握することの重要性について、解説動画を交えた教材を使用して教育を行いました。

その他、事故発生当日における当該運転手の体調等については、出勤点呼及び乗車点呼（出勤点呼以降、乗務交代時に行う点呼）で問題のないことを確認しており、全運転手に対しても日々出勤点呼及び乗車点呼で確認を行っております。しかしながら、乗車点呼に関する状況記録は行っていないため、新たに記録簿を整備し、乗車点呼の内容を記録管理してまいります。

## (3) 運転手に対する教育及び訓練の実施方法について

### 〔改善措置〕

(1)及び(2)の内容と併せて、前方注視の重要性及び非常停車措置について、今後も教育訓練の機会を通じ机上、実技により計画的に指導を行います。

また、これまで路面電車運転手の養成課程修了後（免許取得後）、一定の教育訓練期間を設け、指導操縦者による添乗結果を以って運転管理者が単独乗務の可否を決定しておりましたが、明確な判断基準を設けておらず、可否決定に関する経過の記録を作成していなかったため、当該教育訓練の期間や内容を見直すとともに、新たに単独乗務開始に関する判断基準を設け、新人運転手の安全運転の向上に努めてまいります。